

# 中華人民共和国輸出入貨物原産地条例

2004年9月3日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和国輸出入貨物原産地条例

(2004年9月3日中華人民共和国國務院令第416号公布)

第1条 輸出入貨物の原産地を確定し、各種の貿易措置を有効に実施し、對外貿易の發展を促進するために、本条例を制定する。

第2条 本条例は最惠国待遇、反ダンピングと反補助金、保障措置、原産地の標識管理、国別の数量制限、税関の割当て額等否優遇貿易措置及び政府の調達、貿易統計などの活動における輸出入貨物の原産地の確定に適用する。

本条例は優遇性貿易措置の実施における輸出入貨物の原産地の確定に、適用しない。具体的方法は中華人民共和国が締結した、若しくは加入した国際条約、協定の関係規定に基づき別途制定される。

第3条 完全に一つの国家（地区）から獲得した貨物の場合、当該国（地区）を原産地とする。二つ以上の国家（地区）が貨物の製造に関与した場合、最終的に実質的變化を完成させた国家（地区）を原産地とする。

第4条 本条例第3条において、完全に一つの国家（地区）から獲得した貨物とは次の内容を指す。

- (1) 当該国家（地区）で生まれ飼育した、生きている動物。
- (2) 当該国家（地区）の野外で捕捉、漁労、蒐集された動物。
- (3) 当該国家（地区）に生息する動物から獲得した未加工の物品。
- (4) 当該国家（地区）で収穫した植物と植物製品。
- (5) 当該国家（地区）で採掘された鉱物。
- (6) 当該国家（地区）で獲得した、本条（1）～（5）以外のその他自然に形成した物品。
- (7) 当該国家（地区）の生産過程中に生ずる廃棄又は材料として回収するしかない廃棄物。
- (8) 当該国家（地区）で収集した、修復又は修理できない品物、若しくは当該品物から回収した部品又は材料。
- (9) 当該国家の旗を合法的に掲げた船舶が領海以外の海域で獲得した海洋海産物とその他物品。
- (10) 当該国家の旗を合法的に掲げた加工船において本条9号に記載する物品の加工により得た製品。
- (11) 当該国家の領海以外で専有採掘権を有する海床又は海床の土から獲得した物品。
- (12) 当該国家（地区）で本条（1）～（11）に記載する物品の中から製造した製品。

第5条 貨物が一つの国家（地区）で完全に獲得したか否かを認定する場合、次の各号の微小加工又は処理は考慮しない。

- (1) 輸送、保存期間において貨物を保存するための加工又は処理。
- (2) 積み下ろしを容易にするための加工又は処理。
- (3) 貨物を販売するための包装などの加工又は処理。

第6条 本条例第3条に規定する実質的変化の認定基準は、税則分類変化を基本的基準とし、税則分類変化が実質的変化を反映できない場合、従価割、製造又は加工工程などを補助基準とする。具体的な基準は税関総署が商務部、国家品質監督検査・検疫総局と共同で制定する。

本条第1項における税則分類変化とは、その国家（地区）で非当該国家（地区）の原産材料を製造、加工後得られた貨物が、「中華人民共和国輸出入税則」の段階における税目分類で変化したことをいう。

本条第1項における従価割とは、その国家（地区）で非当該国家（地区）の原産材料を製造、加工後の増値部分が貨物価値を超える割合のことをいう。

本条第1項における、製造又は加工工程とは、その国家（地区）で行う製造、加工後得られた貨物に基本的特徴を与える主な工程のことをいう。

世界貿易機関の「否優遇原産地の協調に関する規則」が実施前、輸出入貨物原産地の実質的変化を確定するための具体的な基準は、税関総署が商務部、国家品質監督検査・検疫総局と共同で制定する。

第7条 貨物の製造過程中において使われるエネルギー、工場の建物、設備、機器と道具の原産地及び貨物の物質的成分又は構成部品となっていない材料の原産地は、当該貨物の原産地の確定に影響しない。

第8条 貨物と共に輸出入される包装、包装材料と容器が「中華人民共和国輸出入税則」の中で当該貨物と同一の類に属する場合、当該包装、包装材料と容器の原産地は当該貨物の原産地の確定に影響しない。当該包装、包装材料と容器の原産地について別途認定せず、当該貨物の原産地を即ち当該包装、包装材料と容器の原産地とする。

貨物と共に輸出入される包装、包装材料と容器が「中華人民共和国輸出入税則」の中で当該貨物と同一の類に属しない場合、本条例の規定に従って、当該包装、包装材料と容器の原産地を確定する。

第9条 通常配備する種類と定数に応じて貨物と共に輸出入される附属品、備品、道具及び説明用資料が「中華人民共和国輸出入税則」において当該貨物と同一の類に属する場合、当該附属品、備品、道具及び説明用資料の原産地は当該貨物の原産地についての認定に影響しない。当該附属品、備品、道具及び説明用資料の原産地について別途確定せず、当該貨物の原産地を即ち当該附属品、備品、道具及び説明用資料の原産地とする。

貨物と共に輸出入する附属品、備品、道具及び説明用資料が「中華人民共和国輸出入税則」において当該貨物と同一の類に属する一方、通常配備の種類と件数を越えた場合、及び「中華人民共和国輸出入税則」において当該貨物と同一の類に属しない場合、本条例の規定に基づき、当該附属品、備品、道具及び説明用資料の原産地を確定する。

第10条 貨物に対して行うすべての加工又は処理が、中華人民共和国の反ダンピング、反補助金と保障措置など関係規定を忌避するためである場合、税関は当該貨物の原産地を確定する際に、この類の加工と処理を考慮しなくてもよい。

第11条 輸入貨物の荷受人は「中華人民共和国税関法」及び関係規定に基づき輸入貨物の税関申告手続きをする際、本条例の規定する原産地認定基準に基づきありのままに輸入貨物の原産地を申告しなければならない。一組の貨物で原産地が異なる場合、各自原産

地を申告しなければならない。

第 12 条 輸入貨物の輸入以前に、輸入貨物の荷受人又は輸入貨物と直接関係のあるその他当事者は、正当な理由がある場合、書面にて輸入しようとする貨物の原産地について税関に対し事前に確定を申請することができ、申請者は規定に基づき原産地の事前確定に必要な資料を税関に提出しなければならない。

税関は原産地事前確定の書面申請及び全ての必要資料を受取った日より 150 日以内に、本条例の規定に基づき、輸入貨物の原産地事前確定の決定を下し、且つ公布しなければならない。

第 13 条 税関は申告を受取ってから、本条例の規定に基づき輸入貨物の原産地について審査・確定しなければならない。

原産地事前確定の決定が下された貨物を、事前確定の決定が下された日より 3 年以内に輸入する場合、税関の審査により輸入する貨物が事前確定決定に記入されている貨物と一致し、且つ本条例に規定する原産地の確定基準についての変化がない場合、税関は当該輸入貨物の原産地について改めて確定しない。税関の審査に依り輸入する貨物が事前確定決定に記入される貨物と合致しない場合、税関は本条例の規定に基づき当該輸入貨物の原産地に対して改めて確定しなければならない。

第 14 条 税関は輸入貨物の原産地の確定について審査する際、当該輸入貨物の原産地証明書を提出するよう輸入貨物の荷受人に求め、併せて事前審査することができる。必要な場合、当該貨物の輸出国（地区）の関係機関に対し当該貨物の原産地について審査するよう請求することができる。

第 15 条 対外貿易事業者の提出した書面申請により税関は「中華人民共和國税関法」第 43 条の規定に基づき、輸入しようとする貨物の原産地について予め原産地確定に関する行政裁定を下し、且つ公布しなければならない。同様の貨物を輸入する場合、同様の行政裁定を適用しなければならない。

第 16 条 国は原産地標識について管理を実施する。貨物又はその包装に原産地標識をつけてある場合、当該原産地標識で示される原産地は本条例に規定する原産地と合致しなければならない。

第 17 条 輸出貨物の荷送人は国家品質監督検査・検疫総局の管轄下にある各地出入国検査・検疫機関、中国国際貿易促進委員会及びその地方における支部（以下、査証機関と略称する）に対し、輸出貨物原産地証書の発行を申請することができる。

第 18 条 輸出貨物の荷送人が輸出貨物原産地証書の発行を申請時、査証機関で登録手続きをし、規定に基づきありのままに輸出貨物の原産地を申告し、且つ査証機関に輸出貨物原産地証書の発行に必要な資料を提出しなければならない。

第 19 条 査証機関は輸出貨物荷送人からの申請を受取ってから、規定に基づき輸出貨物の原産地を審査・確定し、輸出貨物原産地証書を発行しなければならない。中華人民共和國国内を原産とする輸出貨物でない場合、輸出貨物原産地証書の発行を拒否しなければ

ならない。

輸出貨物原産地証書の発行管理の具体的方法は、国家品質監督検査・検疫総局が國務院及びその他関係部門、機関と共同で別途制定する。

第 20 条 輸出貨物の輸入国（地区）の関係機関の申請によって、税関、査証機関は輸出貨物の原産地の実情について審査することができ、かつ、審査の状況を輸入国（地区）の関係機関に速やかに通知する。

第 21 条 貨物原産地の確定に用いる資料と情報は、関係規定に基づき提供できる又は当該資料と情報を提供する部門及び個人に許可される以外、税関、査証機関は当該資料と情報について守秘しなければならない。

第 22 条 本条例の規定に違反して輸入貨物原産地を申告した場合、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国税関法」及び「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」の関係規定に基づき処罰する。

第 23 条 虚偽の材料を提出して輸出貨物原産地証書を詐取した、輸出貨物原産地証書を偽造、変造、売買又は窃盗した場合、輸出入検査・検疫機関、税関は 5,000 元以上 10 万元以下の罰金を課する。税関の通過許可証書としての輸出貨物原産地証書を偽造、変造、売買又は窃盗した場合、貨物の価値に相当する金額以下の罰金を課する、但し、貨物の価値が 5,000 元以下である場合、5,000 元の罰金を課する、不法所得があった場合、輸出入検査・検疫機関、税関が不法所得を没収し、犯罪に構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 24 条 輸入貨物の原産地標識が本条例に定める原産地と合致しない場合、税関が是正を命じる。

輸出貨物の原産地標識が本条例に定める原産地と合致しない場合、税関、輸出入検査・検疫機関が是正を命じる。

第 25 条 輸出入貨物の原産地を確定する職員が本条例に規定する手順に違反して原産地を確定する、若しくは承知している商業秘密を漏洩する又は職権の乱用、職責を疎かにしたり、情実にとらわれ不正行為を行った場合、法により行政処分を与える。不法所得がある場合、不法所得を没収し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 26 条 本条例における用語の意味は次の通りである。

獲得とは 捕捉、漁労、蒐集、収穫、採掘、加工又は製造などを指す。

貨物原産地とは 本条例の確定に基づきある貨物を獲得した国家（地区）を指す。

原産地証書とは 輸出国（地区）は原産地規則及び関係要求に基づき発行した、当該証書に記載している貨物の原産地はある特定国家（地区）であることを明確に指摘した書面文書を指す。

原産地標識とは 貨物又は包装において当該貨物の原産地を示す文字と図形を指す。

第 27 条 本条例は 2005 年 1 月 1 日から施行する。1992 年 3 月 8 日國務院が公布した「中華人民共和国輸出貨物原産地規則」、1986 年 12 月 6 日税関総署が公布した「中華人

民共和国税関輸入貨物原産地に関する暫定規定」は同時に廃止とする。